二　金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約（第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。）の締結について勧誘をすること（第二条第八項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第三十三条の五第一項中「（第三号にあつてはその行おうとする業務が投資助言・代理業のみであるときを除く。）」を削る。

第三十四条の二第五項及び第八項並びに第三十四条の三第四項及び第六項中「法律（」の下に「第二十九条の五第三項及び」を加える。

第三十六条の二第二項中「以外の者」の下に「（金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。）」を加える。

第四十四条の四中「当該有価証券」の下に「（第二条第六項第三号に掲げるものを行う金融商品取引業者にあつては、同号に規定する新株予約権を行使することにより取得する有価証券）」を加える。

第六十一条第二項中「行う者（」の下に「第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて」を加え、同条第三項中「行う者（」の下に「第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち、投資助言・代理業以外のものについて」を加え、「同号」を「第二条第八項第十五号」に改め、「第六十三条第二項」の下に「並びに第六十三条の三第一項及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

4　前二項の規定の適用を受ける者であつて第二十九条の二第一項第五号に規定する業務の種別のうち投資助言・代理業のみについて第二十九条の登録を受けた者が前二項の規定により行うことができるとされる業務を行う場合においては、この章第二節第一款及び第三款の規定は、適用しない。

第六十三条の三第一項中「種別」の下に「その他内閣府令で定める事項」を加え、同条第二項中「第六十三条第五項」を「第六十三条第三項、第五項」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「金融商品取引業者等」と」の下に「、第六十三条第三項中「前項」とあるのは「第六十三条の三第一項」と、「同項各号に掲げる事項」とあるのは「同項に規定する業務の種別その他内閣府令で定める事項」と」を加える。

第百六十六条第二項第一号ホ中「株式無償割当て」の下に「又は新株予約権無償割当て」を加える。

第六章中第百七十一条の次に次の一条を加える。

（無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果）

第百七十一条の二　無登録業者（第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。）が、未公開有価証券につき売付け等（売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、対象契約（当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公開有価証券の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。）は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公開有価証券の売主若しくは発行者（当該対象契約の当事者に限る。）が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

2　前項の「未公開有価証券」とは、社債券、株券、新株予約権証券その他の適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券であつて、次に掲げる有価証券のいずれにも該当しないものをいう。

一　金融商品取引所に上場されている有価証券

二　店頭売買有価証券又は取扱有価証券

三　前二号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができる有価証券として政令で定める有価証券

第百七十二条の二第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第六項中「第七条前段」を「第七条第一項前段」に改める。

第百七十二条の四第一項及び第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第百八十一条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

4　指定職員は、第百七十八条第一項各号に掲げる事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更（内閣府令で定める範囲のものに限る。）の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第百八十五条の七第六項及び第二十九項第一号から第四号までの規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第百九十二条第三項中「住所地」の下に「又は第一項に規定する行為が行われ、若しくは行われようとする地」を加える。

第百九十七条第一項第一号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第百九十七条の二第六号中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に次の三号を加える。

十の四　第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで金融商品取引業を行つた者

十の五　不正の手段により第二十九条の登録を受けた者

十の六　第三十六条の三の規定に違反して他人に金融商品取引業を行わせた者

第百九十八条第一号を削り、同条第二号中「第二十九条」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「金融商品取引業」を削り、同号を同条第二号とし、同条第三号の二を同条第三号とし、同条第三号の三を同条第三号の二とする。

第二百条第二号中「第七条前段」を「第七条第一項前段」に改め、同条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三　第三十一条の三の二の規定に違反した者

第二百五条の二の三第一号中「第六十三条第三項」の下に「（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百七条第一項第三号中「第百九十八条第八号」を「第百九十八条（第四号の二及び第五号を除く。）」に改め、同項第五号中「第二百条（」の下に「第十二号の三、」を加え、同項第六号中「第百九十八条（第五号及び第八号を除く。）」を「第百九十八条第四号の二」に、「第二百条第十二号の三、第十七号」を「第二百条第十二号の三、第十七号」に改める。

（無尽業法の一部改正）

第二条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

7　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない無尽会社については、前各項の規定は、適用しない。

（農業協同組合法の一部改正）

第三条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十七項中「による施設」の下に「並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における同項各号の規定による施設」を加え、同条第二十三項中「同号」を「同項第四号の事業のうち次に掲げるもの並びにこれらの事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一　機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ　契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。